

DCマッチング拠出に係る政省令・通知 改定

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	
内容				その他	

ポイント

➤DCマッチング拠出に係る政省令・通知¹の改定が行われた。あわせて10月14日付意見募集（パブコメ）の回答が公表された²。

➤施行日：平成24年1月1日

- 1 確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、
「確定拠出年金制度について」平成13年8月21日年発213号、
「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」平成13年9月27日企国発第18号
- 2 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110252&Mode=2>

☞概要は次頁以降をご参照

加入者掛金について(部分が今回確認した箇所)

- ・複数の具体的な額(例:5,000円、10,000円等の定額¹)から選択可能としなければならない。
- ・前納及び追納は不可。
- ・以下の場合を除いて年1回に限り変更可能。¹
 - 事業主掛金額の引下げに際し、加入者掛金額が事業主掛金額を超えないように変更する場合
 - 事業主掛金額の引上げに際し、事業主掛金額と加入者掛金額の合計額が拠出限度額を超えないように変更する場合
 - 規約で定めた加入者掛金額の決定方法が変更されることに伴い、加入者掛金額を変更後の決定方法による額に変更する場合
 - 加入者掛金額をゼロに変更する場合・ゼロから変更する場合
- ・加入者掛金額の決定または変更の方法は、特定の者について不当に差別的でなく、また事業主によって不当に制約されてはならない。^{2 3}
 - 1 加入者掛金の額は定額かつ加入者が選択可能とすること(給与比例等の加入者掛金の変動する設定は不可)
 - 2 一定の資格(職種・勤続期間・年齢等)により、加入者掛金の額の決定または変更方法等に差をつけてはならない
 - 3 加入者掛金額に初期金額(デフォルト)を設けることや、毎年自動的に増加または減少することを設けることは認められない。

事業主返還について(部分が今回確認した箇所)

- ・勤続期間が3年未満の場合、事業主掛金額を事業主に返還することが可能であるが、「事業主掛金額 > 個人別管理資産額(事業主掛金を原資とする部分)」には、当該個人別管理資産額を返還する。
 - この場合、個人別管理資産について「事業主掛金を原資とする部分」と「加入者掛金を原資とする部分」との按分方法を規約に明記すること。その際、加入者掛金の拠出があるにも関わらず、加入者への返還額がゼロとはならないようにすること。
- ・事業主返還の対象とならない勤続期間が3年以上の加入者のみ、加入者掛金の拠出を認めるという設定は不可能。

その他の確認事項(パブコメへの意見と回答)

意見	回答
グループ企業でDCを実施しているケースで、事業所ごとに加入者掛金の実施を決定することを認めるべき。	実施事業所ごとに導入を決定することが可能。また、導入した事業所であっても、加入者掛金の拠出を強制するものではない。
加入者掛金の設定方法として、加入者掛金拠出開始時の拠出限度額、加入者掛金変更時の拠出限度額といった一時点の拠出限度額とする設定は可能か。	加入者掛金の限度額の増加に応じて自動的に加入者掛金を増額させるものでなければ可能とする予定。
加入者掛金の額として、複数の選択肢を設けた場合であっても、加入者によっては、選択肢がない場合や1つの選択肢しか選べない状況も考えられるが、このような設定は可能か。	複数の選択肢が設けられていれば可能とする予定だが、労使で工夫をお願いします。 例) 一定額以下の場合は、任意の額とするなど。
複数の選択肢について、加入者を「不当に制約しない」範囲内で、法令の定める拠出限度額の上限まで設けない(例: 事業主掛金が一律25,000 円のと看、加入者掛金の上限15,000 円とする等)ことは可能か。	加入者掛金の額の選択肢が複数用意されているが、結果的に上限額が選択できない場合は可能だが、加入者が拠出できる最大の範囲で設定できるよう努める必要がある。
加入者掛金の停止や再開、変更は、特定の月(例えば4月)のみ可能とする設定は可能か。	加入者掛金の停止については、加入者個々の諸事情等を考慮し随時可能とする予定。再開や変更につきましては、一定月を設けることは、規約に定めることで可能とする予定。
加入者掛金の徴収方法として、給与天引きに限定することは可能との認識であるが、給与が少額のため加入者掛金を天引きできない場合は、本人の同意を得ずに0 円とすることは可能か。 また、給与支給日が拠出日以降となる場合は、事業主が加入者掛金の額を立て替えて拠出することは可能か。	規約に定めることで可能とする予定。 給与支給日が拠出日以降となる場合であっても、確定拠出年金法上、毎月の加入者掛金を翌月末日までに納付すれば問題ないこととなっている。

その他の確認事項(パブコメへの意見と回答)

意見	回答
事業主返還の対象とならない勤続3年以上の加入者のみ加入者掛金の拠出を認めることは可能か。	不可能とする予定。
事業主返還に際し、返還される額は、どのように分別して算出されるのか。	按分方法は、労使で十分に協議し決定していただくこととするが、加入者掛金を拠出しているにも関わらず、加入者への返還額が0円とならないよう配慮する必要がある。
老後の資産形成を促し、柔軟な制度設計を可能にするという観点から、法定限度額の見直し及び加入者拠出限度額の見直しを考えていただきたい。	確定拠出年金の今後の状況を踏まえつつ検討していく。
拠出限度額の管理や規約で認められている拠出可能な企業型年金加入者掛金の額(選択肢)について運用報告やWebページに掲載することは、事業主の業務と考えられるが、これらの事務を運営管理機関に委託することは可能か。	加入者掛金の限度額確認や説明責任は実施主体である事業主にあるが、事業主がこれらの業務を運営管理機関に委託することは可能とする予定。

以上